

令和8年八郎潟町議会第1回臨時会 会議録

令和8年4月28日(火)

(開会 午前10時)

議長 柳田裕平 おはようございます。
ただいまの出席議員は12名であります。
定足数に達しておりますので、八郎潟町議会第1回臨時会は成立いたします。
なお、町長は病気療養中のため欠席いたします。
ここで、配布資料がありますので暫時、休憩します。
(休憩)
(再開)

議長 柳田裕平 再開します。
只今配布した資料については、畠山町長のご家族から4月20日付けで議長宛に届いた「要請書」であります。ここで、議長判断により、内容を町長職務代理者 小野副町長より朗読していただきます。はい、小野副町長。

町長 職務代理者
副町長 小野良幸 おはようございます。議長から指名がありましたので、私から畠山町長のご家族からの「要請書」を読み上げます。

八郎潟町議会議長 様

要請書

私の夫である畠山菊夫は、本年2月6日、公務中に倒れ、救急搬送先の病院で緊急手術を受けて以降、現在も入院治療を受けておりますが、残念ながら、今なお、ほぼ意識不明の状態が続いております。

この間、町民の皆様をはじめ、町、町議会の皆様方には多大なご迷惑をお掛けしておりますこと、本人に代わりまして深くお詫び申し上げます。

畠山の容体につきましては、本人も懸命に闘病生活を続け、少しずつ回復の兆しが見えてきてはおりますが、医師からは、早期に意識が十分に回復することは困難である旨伝えられました。

そこで、畠山が公務をお休みさせていただいてから既に3か月近くが経過しておりますことに加え、仮に回復しても町長の重責を全うするための万全な健康状態を維持することはかなり困難であろうこと、そして何よりも、これ以上、町政運営にご迷惑をお掛けすることは、決して本人の本意ではないはずであると考え、家族(妻)といたしましては、畠山は、町長の職を辞すのが最善であると判断いたしております。

法令上、本人の意識が十分に回復していない状態では、家族であっても、辞任の手続きは取れないとお聞きしました。

そのため、大変恐縮ではございますが、夫である畠山の町長としての処遇につきましては、町民を代表する町議会にご一任し、議員の皆様のご判断に委ねさせていただきたく、ここに、家族(妻)としてお願い申し上げます次第です。

最後になりますが、町民の皆様には、長い間、畠山に多大なご理解とご協力をいただきましたこと、そして、格別なるご支援を賜りましたこと、改めまして、心より深く御礼申し上げます。町政の今後益々のご発展を心より祈念いたしております。

以上

令和8年4月20日

八郎潟町町長 畠山菊夫
妻 畠山美保子

町長 職務代理者

副町長 小野良幸 私から若干お話をさせていただきます。畠山町長には早期の回復を願っておりましたが、今もなお意思表示ができない状態にあります。

町長の職を辞するにしても、本人以外からの辞職願は、例え家族であっても、法的に無効であることを確認しております。

これ以上、町に迷惑を掛けることはできないという気持ちから議長宛の「要請書」というかたちで議会に処遇を委ねたい旨の内容でございました。

現状では、町長職を辞するためには現行法令上、議会の不信任決議が最も迅速な手段であります。

しかしながら、不信任決議の法的主旨は、信任を失ったことを正式に表明する制度です。五期目に入った畠山町長が病気を理由に不信任となることは、本人、家族にとって名誉・尊厳が将来にわたり傷付けられ、耐え難いことであると思っております。

それでも、町の今後を考えた時、不信任決議が出た場合は結果を甘んじて受け入れる覚悟を決めたと家族から伺っております。

今、この「要請書」に込められた思いを十分に受け止め、町長が職務を遂行できていない現状を解消するため、議会の聡明なご対応をお願い申し上げる次第です。

以上でございます。

議長 柳田裕平

只今、朗読した内容については、特に重要な事案です。私は、改めて臨時議会を開会し、議員発議として取り扱うべきと考えますので、議長判断により、本会議終了後に全員協議会を開会し、この事案について審議します。

それでは、本日の会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名については、会議規則第127条の規定により議長より指名いたします。

2番 京極幸村君、3番 村井智君を指名いたします。

日程第2、会期の決定については、議会運営委員長 松田真寿美君の報告を求めます。

はい、6番 松田真寿美君。

議会運営委員長

松田真寿美 おはようございます。6番 松田真寿美でございます。

私から、第1回臨時会の日程・運営等について当議会運営委員会の審議経過と結果について、ご報告いたします。

本日、午前9時30分から第2委員会室において、当局より町長職務代理者 副町長、総務課課長が出席し委員会が開かれました。

今回の臨時会では、承認案件が2件、工事請負契約議案が1件、報告案件が1件、となっております。

したがって、本委員会では会期を本日一日限りと決定しております。

よろしくご理解を賜り、ご協力くださいますようお願いを申し上げ、議会運営委員会の報告といたします。

ご審議の程、よろしくようお願い申し上げます。

議長 柳田裕平

本臨時会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり、本日一日限りと決定して、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 柳田裕平

ご異議なしと認め、そのように決定しました。

答弁のため出席を求めた者、町長職務代理者 副町長、教育長、各課課長、会計管理者であります。

それでは、審議に入ります。

日程第3、承認第2号「八郎瀨町町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。はい、小野副町長。

町長 職務代理者

副町長 小野良幸

本日提出いたします議案等の概要について、ご説明申し上げます。

会議日程資料1ページをご覧ください。

承認第2号「八郎瀨町町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて」

地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令等の一部を改正する政令並びに地

方税法施行規則及び地方税法施行規則の一部を改正する等の省令の一部を改正する省令、地方税法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴い、所要の規定を整備する必要があることから、本条例を改正するものであります。

主な内容は、特定大口株主配当等の特定配当への追加による個人住民税所得割の課税標準の変更、軽自動車税環境性能割の廃止などであります。

議会に提出する必要がありましたが、施行日前に議会の議決を得る時間的余裕がなかったことから専決処分したもので、これについて議会に報告し、承認を求めます。

よろしくご審議をいただきますよう、お願い申し上げます。

議長 柳田裕平 これより、承認第2号に対する質疑を行います。質疑ありませんか。
(質疑なしの声あり)

議長 柳田裕平 質疑なしと認めます。これにて、承認第2号に対する質疑を終わります。
討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)

議長 柳田裕平 討論なしと認めます。採決いたします。
日程第3、承認第2号「八郎瀧町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて」を、原案のとおり承認することに賛成諸君の起立を求めます。
(全員起立)

議長 柳田裕平 起立全員であります。したがって承認第2号は原案のとおり承認することに決定しました。
次に日程第4、承認第3号「八郎瀧町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて」を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。はい、小野副町長。

町長 職務代理者

副町長 小野良幸 会議日程資料59ページをご覧ください。

承認第3号「八郎瀧町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて」

地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令等の一部を改正する政令並びに地方税法施行規則及び地方税法施行規則の一部を改正する等の省令の一部を改正する省令、地方税法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴い、所要の規定を整備する必要があることから、本条例を改正するものであります。

主な内容は、課税限度額の引き上げ及び減額措置に係る軽減判定所得の基準額の見直し、並びに子ども・子育て支援納付金課税額を定めたことなどであります。

議会に提出する必要がありましたが、施行日前に議会の議決を得る時間的余裕がなかったことから専決処分したもので、これについて議会に報告し、承認を求めます。

よろしくご審議をいただきますよう、お願い申し上げます。

議長 柳田裕平 これにて、承認第3号に対する…あ、失礼しました。
暫時、休憩します。

(休憩)
(再開)

議長 柳田裕平 再開します。
これより、承認第3号に対する質疑を行います。質疑ありませんか。
(質疑なしの声あり)

議長 柳田裕平 質疑なしと認めます。質疑なしと認めます。これにて、承認第3号に対する質疑を終わります。
討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)

議長 柳田裕平 討論なしと認めます。採決いたします。

日程第4、承認第3号「八郎瀨町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて」を、原案のとおり承認することに賛成諸君の起立を求めます。

(起立全員)

議長 柳田裕平 起立全員であります。
承認第3号は原案のとおり承認することに決定しました。
次に日程第5、議案第32号「工事請負契約の締結について（農村環境改善センター改修工事）」を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。小野副町長。

町長 職務代理者

副町長 小野良幸 会議日程資料81ページをご覧ください。

議案第32号「工事請負契約の締結について（農村環境改善センター改修工事）」

農村環境改善センター改修工事について、令和8年4月22日の入札の結果、株式会社 佐々木組が落札し、1億2,977万8千円で仮契約を締結しております。

工事請負契約について、地方自治法第96条第1項第5号、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

よろしくご審議の上、ご可決くださるよう、お願い申し上げます。

議長 柳田裕平 これより、議案第32号に対する質疑を行います。質疑ありませんか。
はい、小野君。

4番 小野千春 4番 小野千春です。今回の額が、とても大きいので、この佐々木組さんは、住所どこに置いている会社なのかということと、あ、会社なのかということ、まず一つ、ご質問いたします。

もう一つは、一括で請け負ってくださるということですが、その中で、出来れば町の業者も、ある程度利益をいただけるような、下に入れるような体制だと個人的に良いんですが、まずは、そういう理由から、この会社は、どこの会社で、一括請負ということで間違いないかお尋ねいたします。

議長 柳田裕平 はい、村井教育課長。

教育課長 村井秀竹 ご質問にお答えします。住所は秋田市となっております。
一括での請負となっております。

議長 柳田裕平 よろしいですか。はい、他にございませんか。
(質疑なしの声あり)

議長 柳田裕平 ないようですので、これにて、議案第32号に対する質疑を終わります。
討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)

議長 柳田裕平 討論なしと認めます。採決いたします。
日程第4、議案第32号「工事請負契約の締結について（農村環境改善センター改修工事）」を、原案どおり決することに賛成諸君の起立を求めます。
(起立全員)

議長 柳田裕平 起立全員であります。したがって議案第32号は原案のとおり可決されました。
次に日程第6、議案第1号「損害賠償の額の決定及び和解に関する専決処分の報告について」を当局より報告を求めます。
暫時、休憩します。

(休憩)

(再開)

議長 柳田裕平 元へ戻します。再開します。元に戻して最初からいきます。
次に日程第6、報告第1号「損害賠償の額の決定及び和解に関する専決処分の報告に

ついて」を当局より報告を求めます。はい、小野副町長。

町長 職務代理者

副町長 小野良幸 会議日程資料83ページをご覧ください。

報告第1号「損害賠償の額の決定及び和解に関する専決処分の報告について」

除雪作業中の物損事故に係る損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法第180条第1項の規定による指定に基づき、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告するものであります。

令和8年1月から令和8年2月にかけて、町直営除雪車両が除雪作業中に発生した事故のうち4件について、相手方との協議が調ったことから、速やかに損害賠償を行うため専決処分したものであります。

事故に伴います過失割合は町側100%であります。

今後につきましては、このような事故が無いよう除雪作業の安全管理の徹底を図るとともに、事故の再発防止に一層努力してまいります。

議長 柳田裕平 これより、報告第1号に対する質疑を行います。質疑ありませんか。
はい、11番 小柳君。

11番 小柳 聡 今、5番の件でちょっと質問します。
相手方が、真坂の地内の土留めコンクリートを損傷したという記載ございますが、住所が他市町村の方になっておりますが、ちょっと、ここの説明をもうちょっと詳細にいただけたらと思います。

議長 柳田裕平 はい、加藤課長。

建設水道課長 加藤恒貴 はい、お答えいたします。
この方は、真坂鳥屋崎団地に空き家…空き家といいますが、家を所有している方でございます。本人は、所有者は、潟上市に住んでる方でございます。以上です。

議長 柳田裕平 よろしいですか。他にございませんか。はい、小野君。

4番 小野千春 4番 小野です。昨年度、これはあの、前の質問でもしたところですが、もう一度確認させてください。
今回、昨年よりは雪がたくさん降りましたが、随分少ないです。前年度何件で、もし分かるんでしたら、今回何件か。「本当に4件ですか」っていうぐらい少ないんですが、前年度の実績、もし分かれば、もう一度確認のため教えてください。

議長 柳田裕平 はい、加藤課長。

建設水道課長 加藤恒貴 はい、只今のご質問にお答えいたします。
この報告案件で上げました昨年度、令和6年度は17件、報告してございます。
今回は4件載せてございますが、この後まだ示談終えてないものを含めまして8件予定してございます。合計で8件となります。以上です。

議長 柳田裕平 よろしいですか。他にございませんか。はい、京極君。

2番 京極幸村 はい、2番 京極です。ちょっと細かいところなんですけども。
今回の事案についての番号ですね。これ、2番から始まってるとはなんですけども、その理由、1番から始まってない2番から始まっている理由お伺いします。

議長 柳田裕平 はい、村井課長。

総務課長 村井健一 報告の番号として、1月以降の議会において、1番の承認案件があったことに伴い、今回2番から始まっています。

2番 京極幸村 はい。

議長 柳田裕平 よろしいですか。他にございませんか。はい、小野君。

4番 小野千春 4番 小野です。悪い事は「ばあーっ」と広まりますけれども、今回、今回この除雪件数が、かなり少なくなったということについて、理由…のことでお尋ねがあります。
ええと、やっぱり企業努力ではないですけれども、当局のほうで、皆さんで、前回は踏まえて努力の結果、これ少なくなったというふうに私は質問して解釈しておりましたが、そういうことかどうか教えてください。

議長 柳田裕平 はい、加藤課長。

建設水道課長 加藤恒貴 はい、お答えいたします。小野議員言われるように、毎年度、検証作業といえますか、オペレーターに、この全ての破損箇所を情報共有した上で、それを除雪会議として、オペレーターの共有に資するよう取り組んでございますので、ということでございます。

議長 柳田裕平 はい、小野君。

4番 小野千春 ありがとうございます。本当にこれはあの、私も町民として誇らしくて、その姿を町民が見てますので、是非とも共通理解ということで、ご回答いただきまして、ありがとうございました。

議長 柳田裕平 他にございませんか。

(質疑なしの声あり)

議長 柳田裕平 質疑なしと認めます。これにて、報告第1号に対する質疑を終わります。
以上で、本臨時会に付議された事件はすべて終了しました。
これをもちまして、八郎潟町議会第1回臨時会を閉会いたします。
ご苦労様でした。

(閉会 午前10時28分)